平成30年度　第３回小城市協働によるまちづくり検討委員会　議事録

● 開催日時　：　平成30年２月16日(金)　午後２時３分～午後３時41分

● 開催場所　：　小城市三日月保健福祉センター「ゆめりあ」　集団検診室

● 出席委員　：　五十嵐委員、森永委員、大松委員、福地委員、古賀委員、右近委員、
上瀧委員、相川委員、相浦委員、大坪委員、光石委員、中島委員、
西岡委員、木下委員

● 事 務 局　：　(総務部 企画政策課)
熊谷企画政策課長、池田企画政策課副課長兼企画経営係長、
池田市民協働推進係長、中島主事

● 関係課職員出席者数　：　８名

● 傍聴者数　：　１名

≪　議　事　録　≫

午後２時３分　開会

１．開　会

〇熊谷企画政策課長

皆さんこんにちは。企画政策課の熊谷と申します。

本日は、幾分寒さが和らいだとはいえ、このお寒い中、そして皆様大変御多忙の中、会議に参加していただきましてありがとうございます。

本日は、下村委員と濱﨑委員から欠席の御連絡がありましたが、あとの方はまだ御連絡がなくてお見えになっていませんが、定刻より３分過ぎましたので、これから始めたいと思います。

それでは、２番目の議事から、委員長の五十嵐先生、よろしくお願いいたします。

２．議　事

（1）三里地区地域のまちづくりモデル事業 経過報告について

〇五十嵐委員長

どうも皆さんこんにちは。今年度第３回目の検討委員会でございます。今年度最後の委員会ということになりますので、どうぞよろしく円滑な審議に御協力をお願いしたいと思います。

それでは、議事の１点目です。三里地区地域のまちづくりモデル事業の経過報告についてという案件でございます。

では、事務局から説明をお願いします。

〇池田市民協働推進係長

企画政策課市民協働推進係の池田です。よろしくお願いします。

それでは、「議事（1）三里地区地域のまちづくりモデル事業経過報告について」、資料１と左上をホチキスでとめています三里まちづくり協議会規約（案）で説明をしていきたいと思います。

まず、資料１の１番目、これまでの経過及び今後の予定をご覧ください。

昨年の 12 月 25 日第２回検討委員会で、12 月までの経過は説明しておりますので、12 月までの経過については省略をさせていただきたいと思います。平成 30 年に入りまして、まず１月９日に、１月 17 日の準備会での話がスムーズに進むように、準備会の中でも中心となるメンバーで打ち合わせが行われました。その後１月 17 日に準備会が開催されました。そして、２月に入り、２月 15 日昨日ですが、２月 21 日に予定されている準備会がスムーズに進むように準備会の中心メンバーで打ち合わせが行われ、２月 21 日の準備会を迎えられます。その後、３月も１月２月と同様に、打合せ、準備会を開催され、３月 25 日にまちづくりプラン・計画や、まちづくり協議会設立に向けた報告会を予定されています。その後、４月にもまちづくり協議会設立に向けて準備会が開催され、５月に三里まちづくり協議会の設立を予定されています。

裏面をごらんいただきたいと思います。こちらは１月の三里まちづくり協議会設立準備会での協議内容と今後の予定について少し細かく書いています。

まず、１月９日に先ほども言いましたように、準備会の中心メンバーによる打ち合わせが

開催されています。規約（案）や、構成団体と既存組織のあり方について協議され、その内容を１月 17 日の準備会で再度協議し修正、見直しをされています。その時に全体の目標を『人がつどい、笑顔あふれ活力あるまち、三里』。合言葉を、「ＭＩＳＡＴＯ」のローマ字の頭文字をとって『M…みんなで　Ｉ…ひと役　Ｓ…サークルになり　Ａ…明るい未来をＴ…共に　Ｏ…大きな三里を創ろう』に決定されています。

また、目標（テーマ）ですが、部会に結びついていきますが、３つに絞り込みを行われました。「人を活かす」、「歴史・場所を活かす」が１つの部会、「高齢者への対応」、「子育て応援」が１つの部会、「防災・安全安心」が１つの部会ということで、３つの部会ではじめようということで決定されています。

次に、三里まちづくり協議会の規約（案）について話をされています。左上をホチキスでとめています三里まちづくり協議会規約（案）をご覧いただきたいと思います。

１月 17 日の準備会での協議後の規約（案）になります。まず第２条（目的）、「三里地区における共通の課題の解決を図り、人と人とのつながりを大切にし、誰もが地域への愛着と誇りを持ち、魅力ある住みよいまちづくりを推進することを目的とし、自主的・主体的に地域自治の活動を行うものとする。」となっています。

第４条はまちづくり協議会で実施する（事業）です。９つの事業と、その他目的の達成のために必要な事業を実施するとなっています。

第５条はまちづくり協議会の（構成員）です。三里地区内に居住する者、三里地区内で活動する各種団体等に属する者、三里地区内で事業を営む者又は地区内の事業所に勤務する者ということで、三里に関わる全ての人が構成員ですよとなっています。

第６条は（組織）です。まちづくり協議会は、総会、運営委員会及び部会によって構成されますが、一番最後のページになりますが、規約の後に組織図（案）がありますので、ご覧いただきたいと思います。

こちらの組織図ですが、一番上は協議会の最高議決機関で「総会」、総会ではまちづくり計画の策定や見直しに関すること。規約の制定及び改正に関すること。事業計画及び事業報告、収支予算及び収支決算、役員の選任及び解任、その他重要事項に関することを審議します。総会は代議員制で、役員である会長、副会長、事務局長、会計、部会長と、協議会を構成する団体等から推薦された者として、組織図の前ページになりますが、別表２に掲げる各種団体、事業所等から推薦された代議員で構成されます。総会の下に、「運営委員会」を置

きますが、総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定していきます。この運営委員会は役員で構成をされますが、監事を除く、会長、副会長、事務局長、会計、部会長の８名で構成されます。その下に「部会」が設置されますが、三里のまちづくり協議会は３部会ということで今話を進められています。部会では、総会で決定された方針に基づき事業を実施していきます。それぞれの部会は、三里地区で活動する各種団体、事業所等及び構成員より選出された者で構成されます。別表２の自治会や、育友会、育成会、消防団等が、関係するそれぞれの部会の構成団体となっていきます。

下の四角の構成員の最後に書いていますが、地域の皆さん全員が構成員ということで、構成員の皆さんは総会の議決権は有しませんが、総会を傍聴し意見を述べることができるとされています。皆さんでつくるまちづくり協議会ということで、このように規定されています。

資料１に戻りますが、１月 17 日に目標や部会数を決定しまして、規約も今決定できる範囲で案として出来上がっています。

昨日、２月 15 日には、準備会の中心メンバーによる事前打合せが開催されまして、部会の運営方法や、各種団体へのまちづくりプランの説明、まちづくり協議会の部会の構成団体として一緒にやっていきましょうという説明を、どのようにしてやっていくのかを打合せし、５月の総会に向けたスケジュールの確認が行われました。それ以降は予定になりますが、２月 21 日には部会編成や、各種団体、事業所への説明について準備会の皆さんで再度協議をし、各種団体、事業所へ説明をしていくということになります。３月にはまとめに入り、３月７日に中心メンバーによる事前打合せ、３月 14 日に９回目の準備会を開催し、プラン、規約、組織体制の最終確認を行い、３月 25 日の報告会の準備をしていくということになります。３月 25 日の報告会では、まちづくりプラン案の説明やまちづくり協議会の規約、組織体制案について説明をされますが、報告会後、三里地区の皆さんがやる気が起きるようなお話をしていただきたいということで、検討委員会の委員長でもありますが、佐賀大学全学教育機構の五十嵐教授に講演をしていただきたいと現在予定をされています。

以上で議事の１番目、三里地区地域のまちづくりモデル事業経過報告を終わります。

〇五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。

今、まちづくり協議会の設立に向けて最後の追い込みの時期であろうかと思います。このまちづくり協議会は、予定では来年度の５月に設立されると、それに向けて今鋭意さまざま

な準備をしているということでございます。

今後のほかの地域でのまちづくり協議会の設立に向けた、ある意味ひな形といいますか、モデルになり得る先例、第１例がこの三里地区でございます。そういったことも含めまして、三里のことだからということではなくて、小城市全体のことをイメージしながら、この三里地区での取り組みについて皆さんにもいろいろ御検討、御意見を伺いたいという趣旨で議事として上げている次第でございます。

何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

規約等はまだこれは案の段階かとは思いますが、規約は結構大事なものでございまして、これ私ちょっと質問していいですかね。第７条に役員が上がっていて、役員の任期が９条では２年ですよね。しかし、その役員を構成する部会長の任期が１年なんですが、これは大丈夫ですか。

〇池田市民協働推進係長

そうですね、話し合いの中で、部会の会長は自治会の会長や、団体の役員さんが多いのではないかということで、１年で変わられる可能性が多いのではということで、任期は部会長については１年、その他役員については２年がいいのではということで、このような規約となっています。

〇五十嵐委員長

既存の組織の代表の方が、この最高議決機関の代議員になるという風なこともあるかとは思いますけれども、私は部会長はかなり重要な役割の方で、この方の任期が１年――もちろん再任はあり得ると思いますけれども、自治会長が交代したからという風な形でやってしまうと、ちょっと事業の継続性だとか、支障が起こるのではないかなという心配はいたしますので、これは私からのお願いですけれども、部会長の任期は役員任期どおり２年とはどうしてもできないのか、そこはちょっと御検討をお願いしたいと思います。

〇池田市民協働推進係長

それでは、次回の準備会で検討委員会でそのような意見がありましたということで提案をしたいと思います。

済みません。規約について説明不足の部分がありましたので説明をしてもいいでしょうか。規約４ページ、第 15 条に（会計）というところがあります。協議会の運営等に関する経費は、三里の各地区の負担金（戸数割）と、市からの補助金、寄付金及びその他の収入をもっ

て充てるとなっています。三里地区では、現在三里振興会という組織があります。その三里振興会を廃止して、三里まちづくり協議会へ移行するということで話が進んでいますが、三里地区では、今振興会の負担金として戸数割600円を各地区から負担していただいていらっしゃるということで、これを引き継ぎまちづくり協議会の負担金も各戸から600円徴収するということで話を進められています。

以上です。

○五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。

各行政区ごとの負担金は別途あるわけですかね。それはない、現状において。

○池田市民協働推進係長

詳しくはわからないのですが、各行政区の予算から戸数割の負担金として支出されているのかと……

○五十嵐委員長

いわゆる自治会費というやつですけど。

○池田市民協働推進係長

自治会費の中に負担金が含まれている形になっているかと思います。

○五十嵐委員長

あっ、そういうことですか。ですから、それぞれの家庭から新規に追加で取るということではなくて、現状と負担金は変わらないと、各世帯の負担金は変わらないという理解ですか。

○池田市民協働推進係長

そうですね。今三里振興会で負担金を取っていらっしゃるので、その負担金を組織が移行するということで、同じ金額をそのままままちづくり協議会の負担金としてもらうと。

○五十嵐委員長

全てではありません。例えば、佐賀市の場合には、まち協によっては、各いわば自治会費を払っているんですが、まちづくり協議会の設立と同時に別途戸数割でまち協としての会費を徴収していて、それをまち協のいわば自主財源に充てるという風なことをしているところもあります。ですから、組織というか、活動が持続的に運営されるために安定した資金をどうやって集めるかと。もちろん補助金等行政からの支援金等いろいろあろうかと思いますが、基本は自己負担でどれくらいやれるのかということは、今後まち協の中で議論をしていただ

きたいと思います。

それとの延長線上で、この役員手当の記載はございませんが、役員手当を出すのか出さないのか、出すなら幾ら出すのか、そういったところはまだ議論にはなっていない。議論はしているけれども、規約上盛り込める段階にはないと。

〇池田市民協働推進係長

役員手当の協議も今されているところです。ほかのまちづくり協議会の規約も参考にさせていただいているのですが、規約の中に役員手当の額の記載はほとんどのところでなかったもので、内規として定めていきたいというふうに考えられています。役員手当の額は今のところ案で、今度の準備会で提案される予定ですが、役員全体で手当の額が 15 万円ぐらいということで考えられています。まだ案なので、正式な決定ではありません。

〇五十嵐委員長

幾ら払うのかというのは総会でいろいろ議論すればいいと思います。基本的には、役員手当は出すべきであるという前提は確認は済んでいるという理解でよろしいですね。

〇池田市民協働推進係長

はい。

〇五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。

ほかに何かございますか。取り組み、規約の細かい内容までこの委員会が口を挟む問題ではないんですけれども、アドバイスは十分可能ですので、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

〇光石委員

話少し戻りますけど、池田さんのスムーズな説明でよくわかりましたけど、今日は木下さんがいらっしゃいますけど、三里地区のモデル地区の会長さんからの説明が、今日は出席されていないんですかね。会長からの直々の説明が現実味を帯びてよかったと思いますけれども。後で見えるんですか。

〇池田市民協働推進係長

事務局からいいですか。検討委員会の委員さんは 21 名で、市長が委嘱して組織されます。会議は委員長が委員を招集し会議を行います。必要があると認めるときは委員長が、会議に委員以外の方の出席を求め、意見、説明を聴くことができるとなっています。前回の検討委員会では説明をお願いしますということで、三里まちづくり協議会設立準備会の代表として

出席をお願いをしていたのですが、今回の検討委員会には出席を求めていませんので、出席されていらっしゃいません。

〇五十嵐委員長

はい、よろしいですか、正式な委員ではございませんので、陪席を必要なときにはお願いをするという立場で今までやってきた経緯がございます。

三里地区で木下委員さんがおられますので、補足することがありましたら。よろしいですか。

〇木下委員

じゃ、失礼いたします。

今、委員長のほうから年会費の件ですね。それで、今現在戸数が 400 戸あるんです。それで三里振興会で１戸当たり 600 円いただいているので、合計 24 万円ですね。それと今委員長がおっしゃったように、まち協で 400 円プラスして 1,000 円で最初からスタートをしたほうがいいんじゃないかという意見を申し上げたら、最初から予算組みもできていないのに、いきなり 1,000 円というのはあんまりじゃないかということで、総会で一応諮って、１年目は 600 円でスタートして、不足分があったら 1,000 円にしようというふうな考えを持っておりますが、そこら辺はいかがですか。

〇五十嵐委員長

それで結構だと思います。要は住民が決めることですので、長期的にこの活動をしっかりやっていくために最低限必要な経費はやっぱり自己負担すべきであろうという前提で会費をちゃんと徴収すると。幾らにするかというのは、それぞれの総会でいろいろ決めていけばよろしいかと思います。ありがとうございます。

何かほかにございますか。はい、どうぞ。

〇上瀧委員

４条で、協議会は、次の事業を行うということがございまして、10 項目あります。それぞれ項目ごとに、具体的にどういうことをやっていくかと、どういうことに取り組んでいくべきであろうとか、そういうふうな話は何かできていますか。どうですか。

〇木下委員

その質問にお答えをしますけれども、今そこまではいっていないんですが、例えば、育友会で年間行事としてどういう行事をしていると。各ＰＴＡならＰＴＡですね。だからそこら

辺を今後話していかなくちゃいけないと。年次でやるのか単発で終わるのかということで、各部門ごとの協議を今からやっていくつもりをいたしております。

以上でございます。

○五十嵐委員長

恐らく５月の設立総会のときには、もう少し具体的なまちづくり案という形でかけられて、それで承認を受けて事業が行われるというふうに私は理解しております。そうですよね。そのまちづくりプラン（案）を今準備会で検討中であるということだろうと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五十嵐委員長

それでは、まち協の設立に向けて大変かと思いますけれども、委員会としてもいろいろ応援をしていきたいと、そのように思います。

（2）まちづくり協議会への支援のあり方について
（財政的支援、人的支援、活動拠点）

○五十嵐委員長

続きまして、２つ目の議事ですが、まちづくり協議会への支援のあり方についてというところで、資料２に基づいて事務局から御説明をお願いいたします。

○池田市民協働推進係長

「議事（2）まちづくり協議会の支援のあり方について（財政的支援、人的支援、活動拠点）」について、資料２で説明をしていきたいと思います。

まず、財政面の支援ですが、まちづくり協議会設立前は、需用費（消耗品・印刷製本費）、郵送料等は市が直接負担をしています。まちづくり協議会設立後は、まちづくりプラン（計画）の実践にかかる費用を補助金として交付する予定をしています。その補助金の額ですが、地区の均等割、人口割で額を決定しますので、それぞれの地区地区、人口によって額が異なってきます。

その次、人財面の支援・市職員の関わりです。まちづくり協議会設立前は、まちづくり協議会設立準備会、まちづくりワークショップ等へのコーディネーター（ファシリテーター）

の派遣を行っています。

企画政策課職員による文書作成、準備会、まちづくりワークショップの開催案内であったり、当日資料、開催後の概要の作成などの支援をしております。

まちづくり協議会設立準備会、またまちづくりワークショップにも参加し、支援をしております。

続いて、地区在住、三里地区の在住職員や、出身職員から「地域のまちづくり相談員」を２名選出しまして、まちづくり協議会準備会やまちづくりワークショップへ参加をしてもらっています。

その他の地区在住・出身・地区担当職員、地区担当職員とは各行政区に２名ずつ職員が地区担当職員として配置になっておりますが、その職員へまちづくりワークショップへの自主的な参加を促しました。

協議会設立後は、企画政策課職員の協議会役員会、三里地区では名称を運営委員会とされていますが、運営委員会へ必要に応じて参加をしていきたいと思っております。

下の表ですが、「地域のまちづくり職員支援制度」という制度を考えております。

真ん中のピンクの部分ですが、小城市の人的支援というところですが、先ほどお話しました地域のまちづくり相談員２名、その地区在住の課長級以下役職職員、また年齢上位者を相談員として選んでいただきお願いをしていますけれども、その職員にはまちづくり協議会設立前は、準備会やまちづくりワークショップに参加をされています。協議会設立後は役員会に必要に応じてオブザーバーとしての参加をお願いしたいと思っております。そのまちづくり相談員の下に、まちづくり支援員を置くことを考えています。まちづくり協議会設立後に、各部会に１名ないし２名、職員が支援員という形で必要に応じて参加していけるようにできればと今検討しているところです。

その下ですが校区在住職員（地区担当職員）へ、年間行事への参加を促していきたいと思っております。

一番下になりますが、企画政策課、生涯学習課、検討中と書いております。庁内体制ですが、地域の拠点は公民館、支館になると思っていますので、公民館の主幹課である生涯学習課、教育委員会と今後の支援のあり方について現在検討をしているところです。

裏面になりますが、先ほどの図を表にして、言葉にしたものです。具体的に関わりを書いています。企画政策課職員とまちづくり協議会とのかかわりですが、事業計画、予算、決算

にかかる書類作成への助言と、役員会、三里は運営委員会になりますが、運営委員会へのオブザーバーとしての参加、市役所関係部署への連絡調整、校区在住職員（地区担当職員）への情報提供を行っていきたいと思っております。

公民館職員ですが、先ほど申しましたように、現在協議会とのかかわりを検討中です。

まちづくり協議会関係職員ですが、先ほど言いました地区のまちづくり相談員は、役員会、運営委員会へのオブザーバーとしての参加、行事への参加のお願いをしたいと思っております。

地域のまちづくり支援員は、部会、行事への参加をお願いしたいと思っております。

校区在住職員また、各行政区に２名ずつ配置をされております地区担当職員は、行事への参加を促していきたいと思っております。

次に、まちづくり協議会の活動拠点ですが、三里のまちづくり協議会の活動拠点は三里支館に置くということで話を進めていますが、ここで市内の公民館の現状はそれぞれさまざまなので、生涯学習課のほうから詳しい内容について説明をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〇五十嵐委員長

それでは、生涯学習課、御説明をお願いいたします。

〇森永社会教育係長

生涯学習課社会教育係の森永です。よろしくお願いいたします。

では、裏面の活動拠点ということで、小城市の公民館の現状を説明させていただきます。

まず、その前に公民館というのが何の目的を持って建てられているかといいますと、社会教育法、法律の中でうたわれております。「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」ということで公民館は設立されております。その中で、小城市におきましては、公民館及びそれに類似する施設として設置されております。旧町からの４つの公民館がありますが、その中で小城公民館と桜岡支館につきましては事務室のみの管理という形になっております。その小城公民館の下に、それぞれ３つ、岩松支館、晴田支館、三里支館という形で設置されております。三日月公民館に関しましては、複合施設として小城市生涯学習センター、牛津公民館におきましては牛津公民館、牛津公民館別館という形で設置しております。また、その下に砥川地域連携室というのが

入っておりますが、これは、平成 28 年９月から砥川小学校の体育館の２階に事務所等を設けまして、今支援員を１人設置しているという状態になっております。また、芦刈公民館につきましては類似施設ということで、芦刈地域交流センターの中に芦刈公民館で公民館の機能を果たした貸館業務等を行っているという形です。

続きまして、公民館の職員体制です。これはここに書いていますとおり２月１日現在ですが、小城公民館、三日月公民館、牛津公民館、芦刈公民館には職員が３人、行政側からの職員が３人おります。また、嘱託職員につきましては、社会教育指導員という形で４つの公民館に一人嘱託職員が配置されておりまして、また、支援員という形で三日月公民館、牛津公民館、芦刈公民館、そして砥川地域連携室に１人ということで配置されております。また、支館長という形で、小城公民館の支館４つの中に１人ずつ支館長を配置という形になっております。

また、日々雇用職員が牛津公民館のほうに１人配置されておりますが、これは牛津っ子支援ネットワークコーディネーターということで、牛津公民館におきまして、また独自な事業を行っておりますので、そこの部分について配置となっております。また、それぞれ各館におきましては管理人という形で嘱託職員が、三日月公民館、牛津公民館、芦刈公民館に配置という形になっております。

以上です。

〇池田市民協働推進係長

説明がありましたように、市内の公民館は体制がさまざまですので、今現在生涯学習課、教育委員会のほうとまちづくり協議会と公民館・支館の関わり、支援のあり方について協議・検討しているところです。

以上で議事の２番目、まちづくり協議会への支援のあり方について終わります。

〇五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。

まちづくり協議会の設立、三里地区で５月に設立されます。そうすると、実際三里のまちづくり協議会をどうやって支援、サポートしていくのかということで、この支援のあり方については早急に固める必要があると。今後、三里に続いて協議会が立ち上がっていくプロセスの中で、どういう支援が得られるのかと、あるいはどういうメリットがあるのかということの参考にもなりますので、具体的に人・物・金・場所、さまざまな支援について考えなけ

ればいけないということで、今現段階での支援のあり方について御説明をいただきました。

まずは資料２の表側ですが、財政的支援、それから人の支援、それから市職員の関わり、このあたりのところで御質問、御意見を伺いたいと思います。はい、どうぞ。

〇木下委員

五十嵐委員長は、佐賀市でたくさんのまち協の面倒を見ておられるようですけれども、佐賀市あたりの財政面とか人的とか活動拠点のお話を参考になればお願いしたいと思いますけど。

〇五十嵐委員長

はい、佐賀市の場合は、基本的には住民の活動の場、さまざまな協働の場として圧倒的に公民館、佐賀市の場合には、今公民館の建てかえ等がかなり進んでいまして、コミュニティセンターと呼んだりするところもございます。そこには佐賀市の公民館の職員が配置されているということで、そこをまち協が活動拠点にしておりますので、おのずとそのまち協の事務局機能、そういったものも公民館、あるいはコミュニティセンターを使っているということで、公民館職員とかなり連携を強めながら実際には運営に当たっているというのが１つです。あとはこの小城市に書いてございますように、まち協ができてからも市の協働推進課の地域コミュニティ室だったかな、同じような協働を担当するセクションの職員がさまざまな形でサポートを継続していると。それから、予算的なもので言いますと、先ほど言いましたように従来の各校区内に存在している自治会の会費、あるいはさまざまなひもつきと言いますけれども、福祉関係だとか環境、いろんな予算がおりてきます。そういったものをまち協全体としてひもつきのお金を管理するという方向に動いてきています。ひもつきでおりてきたお金もまち協全体として各部会ごとに組みかえをしたり、予算の編成権、それをまち協のほうでかなり担ってもらうという形に今移行しているところです。その中で、先ほど申し上げたように、自主財源として、まち協として新たに会費を上乗せして徴収するというふうなところもあります。

そういうふうに、まち協ができるというのは、これは原則として自立を促すという前提で進めていますので、行政がどこまで支援をするか。まち協が発足して数年間は、確かにさまざまなサポートが必要になりますけれども、その間に事務局機能を高めてもらったり、自分たちである程度やれるように力をつけていただいて、可能な限り自立を促すと。その自立するまでの間、さまざまな支援をやりましょうということで動いているのが現状です。とはい

え、実態としてはなかなか事務局機能がうまく機能しないので、公民館の職員さんにいろいろお願いをしたり、実際の現場ではいろんな形で自立できない部分を補っているというのが現状かなと思っております。なかなかまち協ができたから全て解決するわけではなくて、まち協ならではの色々な問題が当然起こってまいります。ただ、全体としてまち協ができ上がったことで支援の輪が広がったと。いろんなところからのサポートが得られるようになったというのが１つ事実としてあるだろうと思います。あるいは、今までできなかったことができるようになった。あるいはできそうだというふうに変わってくるところも当然ございます。佐賀市で一番大変だったのは、今回もそうですが、公民館との連携です。社会教育を担う公民館がどこまでこのまちづくり協議会とかかわるのか、あるいはコミットするのかというのは大変難しい点がたくさんございます。ただ、先ほど社会教育法の理念をおっしゃいましたけれども、住民の生涯学習、健康福祉、まち協がやろうとしている骨格の部分、それは、実は社会教育、生涯学習セクションが担っていることと重複しているんです。ですから、縦割ではなくて相互に連携すべきでしょうということは、佐賀市のほうでも盛んに議論をいたしました。ただ、現場サイドで、例えば、公民館の中でまち協の人と公民館職員がどうやって仕事を分担するのか。どこまで支援するのか、それはそこそこの現場現場で対応をしているというのが実情であろうかなというふうに思います。

大変難しい問題ですのですぐには結論は出ませんが、社会教育、公民館にお願いしたいのは、決して知らんぷりしないでくださいと。さまざまな形で支援すべきでしょうと。それがあなた方の本来の業務でしょうと。本来の業務と関連でできることをやっていただきたいということは、佐賀市のほうでも私何度も言いましたし、現にそう動いていると思います。佐賀市の現状によるとそういったことでしょうかね。

まあそれくらいですかね。

○木下委員

補助金の算定の基準ってあるんですか。

○五十嵐委員長

基本的には、今まで自治会費はそれぞれの自治会ごとに徴収しています。それは自治会の活動費ですね。さらに、そのまち協の活動費として、自治会から別途徴収する校区もあります。まち協もあります。別途まち協として別枠で上乗せで徴収するところもあります。それは基礎的な財源になります。それ以外にさまざまな補助金といいますか、コミュニティ活動

に必要なお金が市からおりてきますので、問題は、そのひもつきと呼ばれていますけれども、それを一旦ばらしてと言ってはなんですけれども、まち協で全部でどう配分するかを決めましょうと。それはそれぞれのまち協の判断に任せているというのが現状です。それは大変なことですよ、お金の出し入れを管理するわけですから。そこまでできるようになれば、もう少し有効な活用の仕方はあり得るだろうと思います。これもやはり走りながらやらざるを得ないだろうと思います。

それから、市の職員の関わりですね。これもなかなか市の職員でどこまで実際にこういったものに関われるかというのは難しいですよ、どこまでが業務で、どこまでがそこに住んでいる者としてのボランティアなのか、その線引きは非常に難しいだろうと思います。ですから、業務は業務としてしっかりと命令できることと、あなたはそこに住んでいて、１市民として一緒に汗を流すべきでしょうという、その切り分けはある程度庁内で十分に検討されたほうがいいだろうと思います。

佐賀市の場合には、秀島市政の公約で一人二役というのがございまして、最初の１期目でしたかね、市の職員は、みずからが住んでいる地域で汗を流して当然だみたいな公約がありまして、それで動いてきた経緯があるんですが、実際に市の職員がさまざまな地域活動に参加すると、参加はできるんだけど、その後の慰労会を本音で言うと嫌がるんだそうですよ。その慰労会のときに住民から陳情されるんだそうです。市の職員に対して、これこうしてくれんかねと。市の職員は１校区に住んでいる職員として同じようなコミュニティ活動に参加しているつもりでも、どうしてもその陳情を受けたり不平不満を受けるような立場になってしまうと。そこのところがなかなか難しくて、それから業務としてやるのか、この小城市の案でいいますと、地域のまちづくり相談員、これは課長級等の管理職クラスは相談員として、これは業務でやると。その下のまちづくり支援員、これも業務ですね。

○池田市民協働推進係長

いいえ、業務ではありません。

○五十嵐委員長

業務ではない。これは本人に任せられる、そういうことですか。これ業務にできないの、地区担当職員の中から相談員が指名する。相談員は業務でやるんですよね、管理職で。その管理職の相談員が市の職員から支援員を指名する。指名された支援員は業務ではない。

〇池田市民協働推進係長

そうですね、はい、業務ではないです。業務なのかボランティアでやるのかどうするかということを庁内でも話をしました。佐賀市が一人二役というふうに言われるように、市役所の職員として地域のことをやるべきだろう、やらないといけないだろうということで、ボランティアということで、現在検討をしているところです。

〇五十嵐委員長

これは市の判断ということになりますので、この委員会でこうあるべきだというところまで立ち入って話せないことかとは思います。佐賀市ではなくて、よその自治体だと、住民サイドからよく言われるのは、市の職員退職したんだから、もっと何かやってくれるだろうと、そういう声はよくあって、自治体によっては市の職員を退職された後、１住民としてまち協をサポートするようなポジションといいますか、それをちゃんと与えてあげると、特別の任命状なんかをつくって。そういう市の職員を長いこと務められてリタイアされた人はそれなりの力量もあるし、いろんな仕事をまだまだできるはずですので、例えば、そういった人を特別の手当を出すかどうかは別問題として、担当相談員、支援員に充てるとか、そういったこともちょっと含めて考える必要はあるのかなという気はいたします。

あと、一番難しいのは、この校区在住職員の人なんですよね。１市民としていろんなところに年間行事に参加するんだけれども、まち協の人たちがこの職員に対して過剰な期待をしてしまうと。１市民としての活動だということは十分認識される必要があるだろうと思います。ただ、参加する職員は、やはり市の職員であるという肩書はどこかで背負って参加しておりますので、当然いろんな相談に乗ることは私はありだろうとは思います。どこまでが業務であるかという線引きはなかなか難しいとは思いますけれども。それと同じことが、実は公民館職員、公民館関係者だろうと思んですね。同じ公民館の中でまち協のオフィスがあって、隣で仕事をしていると。そのときに、これどうすればいいんですかと相談されたときに、知らんぷりはまずできないでしょうと、もっと積極的にいろんなアドバイスもできるでしょうと。そういったことは恐らくある程度現場で経験を重ねながら、何かのルールづくりをしていく必要もあるのかなという気はいたします。

私勝手にしゃべっていますので、公民館職員の方で、生涯学習課のほうで、これから庁内でいろいろ検討されると思いますけれども、何度も申し上げます。生涯学習というのは今非常に幅が広がっています。その幅が広い中身の中のかなりの部分はまち協が中心的に取り組

む重要な地域課題にかかわることです。そのまち協の人たちの地域課題の解決に向けて、公民館として、生涯学習のセクションとして応援しなければいけないことはたくさんあるのだということだけは私の立場としては御理解いただきたいと、そのように思っております。

皆さんいかがでしょうか、ほかに何か御質問とか。はい、どうぞ。

○木下委員

三里支館ですが、支館長が１人います。今７割から８割が青少健の活動の仕事だと思います。だから、まち協が入ってきますと、どこまでまち協に支館長が携われるかと、そこら辺の線引きはいかがですかね、委員長。

○五十嵐委員長

その具体的な支館長と相談をしてやっていく次元のものと、支館長にある程度業務内容を指示する指揮系統と２つ検討しなきゃいけないと思いますね。まずは優先すべきことは、その支館長の業務としてどこまでお願いできるのかと。それはやはり生涯学習課と協働のほうで話し合うべきであろうと。あるいはもっと高い次元での話し合いが必要になるかもしれません。要は、この公民館に配置されている、これは正規職員も含めてですが、公民館に配置されている職員の業務とまち協のいわば業務の関係性、支援のあり方、このあたりのところについて十分御検討いただきたいと。佐賀市の場合は、別途公民館のあり方検討委員会というのが別につくられました。その公民館のあり方検討委員会の議論と、このまち協づくりの委員会の議論、それを何度も整合させようと努力はしてまいりましたけれども、最後まで実はうまくいきませんでした。やっぱり厳しいです、難しいです、本当に難しいです。難しいんですけれども、やはり協力して全体がよくなるのだという前提で考えなければいけないだろうと思います。

業務の負担ということを考えると、何も進まないんですよ。つまり、業務の効果が上がるんだという前提で考えれば、多少負担がふえてもそれはやむを得ないだろうと私は思います。

そのあたりのところ、いろんな御意見はあろうかと思います。

これは継続審議で、次年度にかけて継続して審議してまいりますが、ただ、三里地区としては、この支館長の方にいろいろ御協力はいただきたいわけでしょう。

○木下委員

そうですね。

〇五十嵐委員長

ええ、わかりました。はい、どうぞ。

〇森永社会教育係長

社会教育係の森永です。先ほど職員体制の中で、ちょっと嘱託職員のことについての業務ということで言われたのですが、今の現状は、嘱託職員の勤務時間数等につきましてちょっと説明させていただきます。

支館長につきましては、嘱託職員で月 17 日勤務、通勤手当とか時間外勤務手当とかはもちろんございません。その中で、やはり青少健活動、先ほど木下さんも言われましたけれども、青少健活動を主に担ってもらっている部分がありまして、土日勤務とか夜間勤務、そういうのもありますので、そういうのを日々の勤務時間の中で調整をしていただいているというのが今現状です。そこはちょっと御理解をいただきたいなというのが、我々生涯学習課の立場としては思っております。

〇五十嵐委員長

はい、よくわかります。ですから、それも含めて、それぞれの支館に嘱託職員が月 17 日の勤務で配置されていて、これでそれぞれの地区の社会教育業務、生涯学習業務が効果が上がっているのかと。そもそも論のところも含めて多分議論が必要なのではないかなと私は思います。正規職員を１人ずつここに配置しろだとか、社会教育主事を全員配置しろだとか、そこまでは言いませんけれども、要は社会教育のあり方、まち協ができるという前提で、今まで以上に社会教育としての役割だとか、責任だとか、あるいは事業に対する効果だとか、そういったことが期待されるのであれば、この職員体制も含めて議論されたらいかがでしょうかということです。この委員会の議論ではありません、別途委員会をつくってもいいですし、違う次元で議論されてもいいと思いますけれども、そういう大きな転換期なのだということをぜひともこの三里地区でのまち協の設立を前提にいろいろ考えていただきたいと。この委員会の主たるテーマではありませんけれども、要はそこまで話は大きくなっていかざるを得ないでしょうということです。はい、どうぞ。

〇光石委員

職員支援制度でちょっと疑問があったんですけど、五十嵐委員長のほうから詳しい説明があってある程度納得したんですけど、さらにまちづくりの事務局活動としては、土日とか夜遅くとか、平日の時間内であればいいけど、職員の方の相談員さん、支援員さん、それから

地区在住の職員さん等々、今の嘱託委員さん等は時間内であればいいかと思うんですけど、役職の方は、課長級以上は業務内でおさめたらいいかと思うんですけれども、この職員支援制度は非常にありがたいし、力になるし、スムーズに行くと思うんですけれども、今の働き方改革がいろいろ言われている中で、時間外等を命令するというふうなことは非常に難しいかと思うんですよね。そういう中で、まちづくりは夜とか日曜、祝祭日、そういうときが多いと思うんですけど、そこら辺はどんなふうに市の方は考えていらっしゃるか。ある程度のはっきりしたこと、佐賀市長が言われたように一人二役、そういう言葉でよろしければいいと思うんですけれども、もうちょっと具体的な制度、規約を決めておかないとうまくいかないかなとも思うんです。どの程度依頼していいのか、頼んでいいのか、そこら辺の言い方も、依頼の仕方もあると思うんです。

○五十嵐委員長

私が答えるべきではないと思います。これは基本的には就労条件の範囲の中でやるのは当然ですので、例えば、市の職員だって、イベントのたびに土日出るわけですよね。その場合には代休をとるだとか、何らかの超過勤務手当をもらうだとか、さまざまな形で実働に応じたやり方をしているはずです。何らかの業務との関係でまち協で夜間とか土日とか出るようなことがあれば、それは通常の業務扱いに当然すべきですし、そういったことは市の勤務条件の枠の中でやれるはずです。ただ、一般論として言われるように、国全体として働き方改革がいろんな次元で今実現しようとしておりますので、過重な負担にならないというふうな前提で組み立てる必要は当然あろうかと思います。それはおっしゃるとおりだと思います。

ほかに何かございますか。はい。

○熊谷企画政策課長

先ほどの件ですけれども、業務として支援員ではなく、先ほど池田のほうが説明しましたように、働き方改革ということで、業務を時間内に終わらせて夕方、あるいは夜に住んでいる地域への貢献を行う、これが働き方改革の１つの目的でもあると思います。自分たちの住んでいるところを自分たちで考えるという機会が今業務に追われまして、非常に夜遅くまでやっている職員もたくさんいて、とても地域行事に参加できないという状態で、逆に言うと、住んでいる人からすると、市役所の職員なのに全然行事に出てこないねというふうな言われ方もしていることもあるかと思います。そういうことではなくて、そこに住む地域の住民としてできることをサポートしたい。今、このまちづくり協議会のことなどを庁内の推進本部

会議のほうでも議論しておりまして、その働き方改革と非常に関連してきて、先ほど五十嵐委員長が言われたように、どこまでを業務とするのか、どこまでをボランティアとするのかというのがやはり非常に難しい線引きだというふうに担当のほうとしても考えております。その辺はもう少し議論が必要かとは思っております。

以上です。

〇五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。まち協の役員さんなんかになると、基本的には平日の夜、あるいは土日で時間を割いて集まりをせざるを得ないということは一方であります。そこまであることを犠牲にして地域のために汗を流す方々が一方でおられると。そういった方々を、やはり地域全体で、行政も含めてちゃんとバックアップすべきだと。この前提について、おおよそ合意ができれば、あとはどんなふうにそれをやりくりしましょうかというテクニカルな話に私はなるだろうと思っています。その大きな合意といいますか、そのあたりのところが一番重要かなという気はいたします。どうでしょうか、土日なしで働いておられるＮＰＯの方々は。

〇木下委員

森永さん、基本的には現状を維持していくわけですかね。まちづくりについては少しお手伝いできる。

〇森永社会教育係長

現状は先ほど言いましたとおり、体制等につきましては今の段階では変わっておりませんので、今の支援のあり方ぐらいという、特に支館長１人の体制になっております。今でもはっきりいって業務の時間が、17 日の１日７時間 45 分の勤務の中では終わらないときもあるものですから、やはりこれ以上の負担がふえるというのは、私たちの立場からするとなかなか難しい部分はあるというのが現状です。今の支館長の立場はですね。

〇五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。多分小城公民館には係長お一人、職員２名、社会教育指導員１名が配置されておりますが、これらの方々は、持ち回りで支館を回ることは可能なんでしょう、今もそうされているんでしょう。支館は全て支館長お一人にお任せしているんですか。

〇真子小城公民館係長

小城公民館の真子と申します。桜岡支館は貸館を行っていないため、桜岡支館の支館長さんは貸館業務は行われておりません。貸館業務がありませんが、小城公民館の他の各支館では使用料や、貸館業務も当然業務の中で行っていただきますので、当然日々使用料やコピー代などが発生しますので、発生した場合は桜岡の支館長さんが集金に行ったり、また、当然振り替えで代休をとっていただかないといけませんので、本日も三里の支館長さんは振り替えで1日お休みですので、鍵を朝あけて17時15分に閉めるとかいうのは支館長さんがされたり、また、今日も桜岡の支館長さんはお昼からお休みですので、公民館の職員で閉めに行くとか、そういった形での対応も行っています。

〇五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。つまり、簡単に言うと、小城公民館の場合の支館長さんは、この支館という建物の管理者、業務のほとんどが。つまりここで、この方々が何らかの、いわゆる通常の社会教育業務、生涯学習に関する業務を担うというよりは、どちらかというと建物の管理をお願いしていると。そう言い切ってしまうと間違いですか、私の考え方として。

〇真子小城公民館係長

そうですね、間違いになると思います。

〇五十嵐委員長

そうすると、建物を管理しながら、同時にどういう業務をされておられる。

〇真子小城公民館係長

支館長の業務といえば、先ほど言いました貸館施設の借用関係ですね。また、建物というところでは防火管理者という役目も負われております。

それと、先ほど木下委員のほうからも言われましたけれども、各校区に青少年健全育成会というのがありますので、そこの事務局を行われております。地区毎によってその活動を行っておりますけれども、例えば、放課後子ども対策事業の対象の教室を 10 教室されたり、そういった活動をされているところでありますし、また、放課後子ども対策事業については、三里地区は本年度までは、事業を行う体制をどうするのかというお話をした上で、平成 30 年度から放課後子ども教室をまずやってみようということになっています。

あと、以前お聞きした中身では、まち協のほうから事務局員を置くということで聞いておりましたので、ちょっと今のお話からすると、支館長さんに業務をしていただくというのが

話しがありびっくりしたんですけれども。

○五十嵐委員長

いえいえ、支館長に業務をしていただくとは私言っておりません。支館長と何らかの連携ができないかと、協力関係築けないかということです。原則は、まち協が事務局を仮にここに置くのであれば、まち協として事務局を担えるスタッフを配置すべきです。それが大原則です。それがすぐにできないような状況だったとすれば、出発のときにはいろいろ協力せざるを得ないでしょうという前提ですので、理想はまち協がちゃんと事務局員をここに常置させる。毎日じゃなくてもいいんですけれども、当然それが大前提です。そこの場所を使わせていただく以上ですね。そういった努力は当然まち協側にもしていただく必要があると。机とパソコンを置いてあるだけではやはり業務にならないわけですから、当然そのとおりです。ですから、今支館長としての業務が嘱託職員で月 17 日程度で目一杯であるという状況の中で、じゃ、どんなふうに改善できましょうかということを話し合う必要があるでしょうと申し上げています。それは社会教育だとか公民館のあり方にもかかわるもっと大きな次元に多分なるでしょうと、そこのところをしっかり庁内で議論をしてくださいというお願いしかこの場では申し上げられないとは思います。

ほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

○中島委員

ＮＰＯ法人の中島と申します。今までの議論をずっと黙って聞かせていただきまして、五十嵐委員長が言われているところ、ごもっともな部分ももちろんございますし、公民館的とか、行政の職務的なものも非常にごもっともで、どこが終着点になるのかよくわからない部分があります。

我々、公募委員でこういう会議があるときは、仕事を休んで来ています。常時の仕事のほうを休みをとらないと出てくることができないんですよね。それがどうこうではないんですが、まちのために何かをやろうかと自分でそう思った段階で、あらゆるものは少し犠牲にしないとできないというところからの根本的なスタンスで、こういうまちづくりの場に参加をさせてもらっているわけなんですよね。もちろん家庭も守らなくてはいけないので仕事はしなくてはいけません。それはあくまで分かりきったことですね。ただ、それにプラスどれだけ自分が時間の配分とかに努力をすることによってＮＰＯ法人は成り立っているんじゃないかなと思います。地域に住ませてもらっている以上は、協力できるところは協力しようとい

うスタンスの人間が集まってＮＰＯ法人をつくっているわけです。だから、今やられている方に関してそれ以上のことをしてくれということではないんですが、気持ちの持ち方じゃないかと思うんですよね。ここに来られている皆さんもほとんどボランティアの方、役が回ってきたりとか、そういう形でこの会に参加してもらっているわけなんですけど、それは仕事、メーンの仕事はメーンの仕事であって当然ですし、そこの枠プラス地域のためにどれだけ自分が役に立てるかというスタンスがどれだけあるかというところで、それは仕事とボランティアは別だよと言われればそれだけなんですけど、それとか、周りの人からボランティアばかりやって大丈夫なのかね、あの人はとたまたま言われることはあります。それは自分が判断することであって、どれだけ小城市、どれだけ自分たちの住んでいる町が住みやすく課題が少しでも、１つでも解決できる手助け、協力ができるというスタンスでのはしりなものですから、いろんな自分に、それぞれ皆さんに与えられた職務とか、そういったものいろいろあるんでしょうけど、そこに鎖を縛ってしまったら到底ボランティアなんかできるような時間はとれないと思います。

実際自分の気持ちを素直にストレートに申し上げさせてもらいました。とりとめはないんですが、非常に難しいところでありますので、よく協議を、この場で協議をするのではなくて、やっぱりまち協さんならまち協さん、協議会さんなら協議会さんと、あと行政の職務を分けるということではなくて、ここに住んでいるからには、ちょっと犠牲があっても協力しようというスタンスでないと、なかなかこのまちづくりという部分では続かないのではないのかなと非常に思います。

以上です。

○五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。貴重な御意見いただきました。

地域のために一人一人がやはりぞれぞれの思いを実際の形にしていく、行動にしていく、これこそが協働のまちづくりの基本だと私も思います。この小城の場合と三日月、牛津、芦刈の場合で、この公民館の運営の仕方もかなり違っておられるようで、やっぱり合併前のものも多分今ずっと――引きずるという表現はよくないですね。その土台にあるんだろうと思いますので、それも含めて、公民館のあり方についてもう一度、いま一度原点に立ち返って議論はしていただきたいと思います。ほかに――はい、どうぞ。

〇木下委員

活動の拠点というのが一番大事なもので、だから今の時間を変えないということになれば、どこかの空地にプレハブを建てて活動するという方向になってくるんじゃないかというふうに思いますけど、いかがですかね、そこら辺は。

今支館が管理しておるじゃないですか、土日月が休み。コミュニティ活動する場合には、もう休みのときでもみんな集まってしたいという場合はできないじゃないですか、今の場合支館を使えないじゃないですか。だから、その支館の敷地内にプレハブを建てて、我々が事業をしやすいようにするということですかね。そこら辺ははっきりしてもらわんと、我々しにくいです。

〇森永社会教育係長

今、原則支館につきましては、毎週月曜日は休日となっております。土日に関しましては、前もって申請をしていただきましたら借用はできるようになっております。そういう形ですね。今、木下さんがおっしゃっているのは、例えば、月曜日も使いたい場合ということですよね。

今の私たちの立場で言えることは、条例上月曜日は休館日という定まった形になっておりますので、月曜日はできるだけ御遠慮くださいということしか、今定められた状況の中ではそれしか言えないということですね。

〇木下委員

だから、別に敷地内にプレハブを建てるのか、支館内に別の鍵をつけて、入り口を別にすればいいわけですか、そしたら。

〇森永社会教育係長

そのことに関しましては、本当先ほども言いましたように、設置条例では、いろいろ定められた中での財産使用とかありますので、私たちのほうでいいですよとか、言えませんので、先ほど公民館のあり方支援とか、まち協のあり方、これからの進め方とか、公民館のいろんなやり方、施設の形態とかもありますので、そうことを含めて、今からやはり基本的には協議していく必要が、先ほども五十嵐委員長からも言われましたように、公民館のあり方等についてもいろいろな検討課題があると思いますので、そこは今から検討していく、ここに検討中と書いておるとおり検討をですね。

〇五十嵐委員長

支館の建物にまち協の事務所機能を置くということを否定されているわけではなくて、机置いていいですよと。ただ、専用の電話回線引いたらちょっとお金かかったりするから、そのあたり光熱水費をどうするんですかとか、細かいことを言えば切りがないんですけれども、そのあたりのところは、例えば、テクニカルの問題ですぐに解決できると思うんですよ。つまり、支館の中にまち協の事務机とパソコンを置かせてください。そこでまち協の人が事務的業務をさせてください。時々会合で使ったりしますよと、そういったところは話し合いで幾らでもルールづくりは多分可能だろうと思うんですね。そのときに、この支館長さんにどこまでお世話になるんでしょうかというふうなところの線引きをしっかり話し合いをしてくださいと。まち協側からかなり過大な要求がある。そうせんと動かないのだというふうなことになれば、当然公民館全体の問題になりますから、もっと大きな議論になるでしょうということだろうと思います。

〇真子小城公民館係長

済みません、補足ですけど、現在、三里支館の事務所の中には、先ほどちょっと話が出てきました三里振興会の事務局が使う机とパソコンは現状置いてある状況ですので、そこで作業もされている状況ではあります。

〇五十嵐委員長

それはですから、基本的にはそのまま継承できると。三里振興会はもうなくなるわけでしょう。

〇木下委員

だから、別室の支館を改築なんかはしていただけるんですかね、今後は。

〇真子小城公民館係長

今のお金の話になると、企画政策課と生涯学習課で検討することになります。

〇木下委員

じゃ、これから検討をいろいろしてください。よろしくお願いします。

〇真子小城公民館係長

あと、どういう使い方を三里まちづくり協議会のほうでされるのかというのが、やっぱり見えてきたらそれに対しての手段とか、今さっき言われておった、例えば、ドアをつけるとか、そのドアの鍵はお貸しするとか、そういうのをできるかできないか検討していくことに

なると思います。

〇木下委員

モデル地区になりたいので、そこら辺はゆっくり考えていただきたいというふうに思っております。

〇五十嵐委員長

はい、どうぞ。

〇光石委員

公募委員の光石ですけど、先ほど御質問したのは、委員長からの説明もあった上でのことでしたけど、職員支援制度というのは非常にいい制度だなと思って期待をしているんですけれども、設立当時は、軌道に乗るまではいろいろお世話になるかと思うし期待もしているんですけれども、設立から軌道に乗るまでだんだん先細りにはなっていくと思うんですけど、市の職員の方が無理なく支援していただく。ボランティア精神にものっとってもらわんといかんと思うんですけれども、執務上も無理なく、それから土日、祭日、夜間が多いから、時間的にも身体的にも無理が来ると思うんですけれども、この制度は非常にいい制度だし期待していると思うんですけど、私たちが一番最初佐賀市金立のまちづくり協議会事務局の紹介で連れていってもらったときも、佐賀市にも職員のこういう制度があるみたいですけど、市の職員の支援がないと言っておられました。出席がないから問い合わせてみると仕事中だと言われたけれども、家には明かりがついているし、まちづくり協議会の方は今日自転車で帰っているのを見たよとか、そういう状況に陥らざる得ないと思うんですよね。それから、非常に期待が多いから、どれだけ市の支援職員の方に依頼していいかもわからないんですよね。

それで、とにかくまちづくり協議会と、今細部のいろんな問題点が出てきましたけれども、事務局の方とそこら辺がうまくいくように、この制度をもう少し煮詰めておいてもらいたいなと。そうしたら、この市の職員支援制度というのはすごくまちづくりの設立に強力な武器になると思います。

〇五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。かくあるべきだと、こうあるべきだという御意見はこの委員会でどんどん出していただきまして、それを取りまとめて市のほうで検討いただく、行政的に検討をいただくと、それがこの委員会の役割だと私は思っています。これは最終的に来

年度、何らかの取りまとめを行うんですよね。

〇池田市民協働推進係長

はい、そうです。次の議題にありますが、この検討委員会の任期は今年の 10 月 20 日までになっていますので、10 月までには委員会として意見をまとめていただいて提言をいただきたいと思っております。

〇五十嵐委員長

今年の 10 月までに、この協働のまちづくりがかくあるべきだという提言をこの委員会として取りまとめます。それを市のほうで検討をいただくということになります。場合によっては、例えば、人の配置をすべきだと、この企画政策課の市民協働推進係にちゃんと人を増やすべきだと。生涯学習のほうにちゃんと人をつけるべきだと。そういった大きな話になることも当然あり得るわけです。そういったことを上のほうで、市のほうでしっかり検討いただく、場合によっては議会でやり合ってくださいよ。つまり委員会として協働のまちづくりを進めるためにかくあるべきだということを取りまとめるのがこの委員会です。その取りまとめに際して、今生涯学習の状況がどうなっているのか、公民館がどうなっているのか、そこを踏まえた上で取りまとめる必要があるということで、今日は公民館の担当の社会教育の係に同席していただいて、御説明をいただいて質疑応答をしていると、そういうふうに御理解をいただきたいと思います。最初からだめだめと潰していってしまうと、協働のまちづくりなんかできない。各論に入っていくと、当然いろんな問題が出てきます。これ総論はみんな賛成なんですよ、協働のまちづくり。ただ、なかなか進まないのは、こういう各論に入ってくると、いろんな障害、壁があってなかなか進まない。それをどうやって打ち破っていくのかということを提言するのがこの委員会です。ですから、遠慮なくかくあるべきだ、こうあるべきだということをおっしゃっていただきたい。今ＮＰＯの方は、ボランティア精神なくして活動できないという御意見もいただきました。そういうことも含めていろいろ御意見をいただきたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか、ここのところでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇五十嵐委員長

それでは、この公民館との関係、社会教育との関係については継続審議ということにさせていただきます。ただ、当面、５月には三里のまち協が立ち上がりますので、そのときに恐

らくこの三里支館のほうに、今の三里振興会ですか、そこが使っておられた机、椅子、パソコン等をそのまま使われることになるでしょうから、そのときにこれから細かな使用のルールづくりだとか、そういったことは十分話し合っておく必要があるだろうと思います。

私がもし社会教育のトップだったら、三里を応援するから三里支館に専従職員１人置けと指示を私しますけど、そういったことを言っていただける管理職はおられないでしょうか。つまりここモデル地区ですからね、生涯学習とまちづくり協議会がどんな連携を図れるのかという正念場ですよ、だったらそこに責任ある人を配置するべきだと私は思います。

〇木下委員

だからコピー機も使っていいのか使っていけないのか、別に買うのか、そこら辺までまだ決まっていないんですよね。

〇熊谷企画政策課長

はい、そういう細かいことに関して、ただいま企画のほうと生涯学習課のほうと、やはり形が見えてこないと、先ほど言われたように大きな部分では皆さんもちろん賛成ですが、各論になると、それぞれの法的なところで動いているところがありまして、壁を乗り越えるための話し合いというのがどうしても必要となります。その時にこういう議論がされているという提言があったほうが見えやすいというふうに思っておりますので、御意見をいただいて、それを反映して協議をさせていただきたいと思います。

ただ、三里支館にまちづくり協議会でプレハブを建てるところまでだと、その意見は余りにも飛び過ぎているのかなというふうにこちらも思いますので、この事業がうまくいくためではなくて、そこに住む人が協議会を立ち上げて、みんなで考えてまちづくりをやっていくにはどうしたら一番いい支援ができるのかということを考えてやっていきたいと思います。この部分につきましては、五十嵐委員長がおっしゃるとおり、今後も両課だけではなく全庁的に協議をさせていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

（3）来年度の協働によるまちづくり事業について

〇五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、時間もあれですので、３つ目の協議事項に移ってよろしいですか。

３番目、来年度の協働によるまちづくり事業についてでございます。よろしくお願いします。

〇池田市民協働推進係長

「議事（3）来年度の協働によるまちづくり事業について」、資料３で説明をしていきたいと思います。

まず、市の職員に対する協働の研修会ということで、今年度、平成 29 年度は三里地区に関係する職員というのは、在住者が７名、出身者が４名、地区担当職員が 11 名の計 22 名関係職員がおりましたが、その 22 名の職員を対象に説明会を実施しました。さらにまちづくり協議会への支援等を理解してもらうために、来年度も説明会と研修会を三里地区の関係職員に実施をしていきたいと思っています。また、職員全体にも現在までの状況の共有と意識づけのため、講師を招いて協働によるまちづくりの研修会を実施したいと思っております。

地域との協働体制庁内検討委員会ですが、本日もオブザーバーとして後ろのほうに出席をしてもらっています。関係各課で情報を共有しながら協働によるまちづくりの推進、地域コミュニティの方向性について庁内で協議をしていきたいと思っております。

続いて、協働によるまちづくり検討委員会ですが、この検討委員会は、協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりについて、地域を基盤とするまちづくりやコミュニティ活動の方向性、それに基づく市の施策のあり方などについて検討することとなっておりますが、来年度は、この委員会を３回、大体６月、８月、10 月ごろに開催できればと考えております。先ほど申しましたように、この委員会の委員の任期が 30 年 10 月 20 日までとなっておりますので、10 月には委員会から市のほうへ提言をいただきたいと思っております。

続きまして、先進地視察ですが、２年続けて年度初めに各地区の区長会に出向き、協働によるまちづくりの現状の説明と意識づけを図っていますが、来年度も説明だけではなかなかわかりづらいと思いますので、区長さん、また地区の代表の方を対象に、実際にまちづくり協議会を設置して住民主体のまちづくりを進められている先進地を視察に行きたいと思っております。

続いて、啓発・情報発信ですが、協働によるまちづくりの必要性を理解してもらうため、今年度ぶんぶんテレビの「小城市だより」、広報動画「おぎゅっと」や、啓発チラシを作成しましたが、来年度も市報、ホームページ、ＳＮＳなどの各種媒体を通して啓発・情報発信を行っていきたいと思っています。

次が勉強会、新規事業になりますが、昨年 12 月 13 日に牛津公民館で市全体を対象に五十嵐先生の御講演、三里まちづくり協議会設立準備会の取り組み発表をしていただくという地域づくり勉強会を開催しましたが、来年度はもっと細かな単位といいますか、小学校区単位を想定した地域で、その地区の市民の方、各種団体の方を対象に地域づくり、まちづくりについての勉強会を３回程度開催したいと思っています。

続いて、ワークショップですが、先ほどの勉強会から進めまして、自分たちの地域でも三里のようなまちづくりへの取り組みを実施したいと考えていらっしゃる小学校区単位の地区になりますけれども、まず、ワークショップを体験してもらうということで、その地区の市民、各種団体の方を対象に、その地区の未来を考えるまちづくりのワークショップを２地区程度で開催できればと思っております。

続いて、地域のまちづくりモデル事業ですけれども、今年度三里地区で実施をしておりますモデル事業、まちづくりのアンケートやワークショップを実施して、まちづくりのプラン、計画の策定やまちづくり協議会の立ち上げまでを支援するというモデル事業を、他の地域１地区程度で実施をできればと思っています。

最後に地域のまちづくり事業ですが、５月に立ち上げを予定されている三里まちづくり協議会の運営がスムーズに軌道に乗っていけるように支援をしていきたいと思っております。

以上で議事の３番目、来年度の協働によるまちづくり事業について説明を終わります。

〇五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。来年度の計画の説明をいただきましたが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

〇上瀧委員

いよいよモデル地区三里が始まりますけれども、今、30 年度事業で小学校単位でという、今までは概ね小学校単位という言葉がありましたが、今は小学校単位という言葉がございまして、実は私は砥川に住んでいまして、青少年育成会の代表というふうなことです。連携室の問題もあるし、牛津町全体の問題もありますので、ここを小学校単位ですべきものなのか、あるいは牛津町全体ですべきものなのかなんていう話はまた何も決まっていないんですよね。それで、これは五十嵐委員長、課長、何か御意見がございましたらお願いしたいんですが。

〇五十嵐委員長

事務局先にいいですか。

〇熊谷企画政策課長

おおむね小学校単位というのは、ほとんど基本的には変わっていませんけれども、地区地区でその状況が違うということを十分認識しております。ですので、例えば、牛津と砥川の場合だと、それぞれの小学校区単位でやったほうがいいのか、それとも牛津町での活動などを見ていますと、旧牛津町全体でこのまちづくり協議会をやっていったほうがいいのかというのは、むしろ皆さんで話をしてもらって決めてもらいたいなというふうなところも、そういう丸投げかみたいなことを言われると怒られそうですけれども、逆に皆さんでどっちがやりやすいという話をしていただけたらなと。ワークショップなどで逆にそういうことをテーマにしてお話し合いをしていただくといいなと考えております。例えば、逆に三日月だと同じ小学校単位ですけれども、非常に大きいです。北は天山の近くから南のほうはＪＲよりもっと南のほうになりますので、この広い単位で１つでやったほうがいいのかという議論ももちろんあると思いますので、そこはこれから検討すべきところではないかと私共は認識しております。

〇五十嵐委員長

原則は小学校区単位ぐらいが適当だろうという前提でやっておりますが、当然のことながら地域性を十分配慮する必要はあろうかと思います。今御心配されているのは、じゃ、牛津でどうすればいいのかというお話だと思いますが、この委員会で牛津をどうするかという議論は多分なじまないと思います。あくまでも原則しかこの委員会では言えない。その原則に基づいて、じゃ、牛津でどうしましょうかということを牛津地区の方々で相談をするような、そういう機会、勉強会でもいいですし、ワークショップでもいいですから、それはこちらの担当課のほうで準備をしていただきます。だから、議論する、話し合う場の設定は行政が当然つくります。それはいつのタイミングになるかはちょっとわかりませんけれども、来年度は牛津も含めて考える必要があろうかと思います。ありがとうございます。

〇上瀧委員

今、事務局からのお話を聞いていますと、もう小学校単位でやりますよというふうについ聞こえたものですから、これは当たり前のことで、牛津の人たちが決めることであって、そういうふうな機会をぜひつくってもらいたいと思います。

そこで、牛津町の場合はいろんな組織がありますけれども、砥川と牛津は分かれたことがないんですよ、青少年育成会もずっと砥川も牛津も一緒です。分かれている組織は聞いたこ

とがないんですよね、長く見ていますけれども。

そういうふうになっていますということを皆さんにお伝えしたいということと、もう一つ、先ほどの議論の中で、行政、市の職員さんたちがそれぞれの地区の担当職員という方がいらっしゃるんですね。この担当職員の方々が、うちの集落の誰が担当職員であるかということを知っている区長さんというのはほとんどいないんじゃないですか。

○木下委員

いや、名簿があります。

○上瀧委員

顔も見たことないというふうな方が多いと思いますよ。そうだと思います。ですから、今のこのまちづくりが随分動いているように見えるんだけれども、その下の部分が全く見えていないというふうな感じが私はしています。

○五十嵐委員長

はい、事務局どうですか。

○熊谷企画政策課長

今の地区担当職員は、４月に大体決まりますと、区長さんには御挨拶に行き、お顔見知りにはなっているとは思います。ただ、その後の関係性がすごく連絡を密にとっていらっしゃる職員と、何かあったら言ってくださいねという程度なのかというのは、それぞれに違っているかなというふうに思っております。

おっしゃるように、せっかく地区担当職員がいるのにそこから盛り上がってくるものが何もないんじゃないかというふうに先ほど、今のお話は私そういうふうに伺いましたけれども、市長もそちらのほうは皆さんで積極的にいきましょうという話をしておりますので、その辺はまた庁内で議論させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

○大坪委員

公募委員の大坪です。先ほどの三里のまちづくり協議会が５月に設立されて、その後、人づくり、地域づくりが進んでいくと思いますけど、先ほどの公民館職員さんの支館長の課題とかいろいろ検討されていらっしゃると思います。でも、まちづくり協議会が三里にできたら事務局体制をきちっとする。事務局職員を置くのが一番ベストかなとは思います。ただ、

財源の部分、人件費とかいうのはどこが出すのかというのが課題でしょうけれども、そちらの事務局職員さんと支館長さんが一部協力して、閉館とか貸館業務だったり申請だったりをお互い連携しましょうという関係づくりをしていけたら、少し前向きな検討もできるんじゃないかと思いまして。今後の三里のまちづくりに期待します。

○五十嵐委員長

はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりです。協議会が立ち上がりますと、役員に事務局長１名任命されますので、あらゆる組織がそうですが、事務局長次第で組織が動きますので、事務局長さんにいろいろ御尽力をいただく必要があろうかと思います。どこまで専従で仕事をするかというのは恐らくこの次元だと難しいと思います。片手間だとは思いますけれども、どういう方が事務局長になられるか、まだ私わかりませんけれども、極めて重要な役割を担うだろうと私も思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、よろしゅうございますか。

先ほど言いましたように、この委員会、10 月に何らかの答申をまとめる必要があります。その答申が最初から義務づけられていたのか、私ちょっと確認はしていなかったんだけど、法令に基づく審議会等であれば、市長から諮問を受けて市長に答申をするということがよく事例としてはあります。この委員会は恐らくそういう形のものではなくて、今後の小城市の協働のまちづくりの推進に当たってのいわば提言、提案という位置づけですので、答申という言葉がなじむかどうかわかりませんけれども、当然委員会の委員としての責任はあるんですけれども、あんまり堅苦しく考えずに、どうすれば小城市で協働のまちづくりが進むかということを、全体像を示すということが大きな仕事というふうに私は理解をしております。ですから忌憚のない御意見をたくさんいただけるのであればと思います。いろんな代表の方がおられますので、それぞれの御立場から御意見を伺いたいと。青少健で例えば、牛津の場合には、実際には２つの小学校区に分かれてしまうと、現状よりもまずくなるのだと、ほかのものもそうだというふうなことであれば、じゃ、小学校区ではなくて、旧牛津町で１つでやりましょうよという結論もあり得ると思います。最初からどちらかという結論があるわけではなくて、どうあるべきかをじっくりと考えていただきたいということでございます。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇五十嵐委員長

それでは、一応本日予定した議事は以上で終了いたします。事務局にお返しいたします。

３．開　会

〇熊谷企画政策課長

本日も長時間にわたり議論を重ねていただきましてありがとうございます。具体的な方向性というか、具体的な事業が見えてくると細かいところで議論を重ねることが必要となってきます。今後も三里のモデル地区を参考にして、どうやったら地域の人が自分たちで頑張れるような形をとれるのかということを主眼に事務局としても考えていきたいと思います。

また次回の御議論のほうも期待しております。本日はどうもありがとうございました。

午後３時 41 分　閉会